

令和8年度

区長業務のご案内



富津市

区長の皆様へ

区長の皆様におかれましては、地域の代表として区の活動に加え、地域住民と行政をつなぎ、地域課題の解決、地域における情報の共有化等、市の様々な事業に対して多大なるご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

区の活動は、その地域に住む住民が助け合い協力し合って、住みよい地域社会を創っていくという目的があります。住みやすいまちづくりは、行政が主体となって築かれるものではなく、地域における環境の整備活動や諸行事によって築かれるものであり、区の活動はとても大きな役割を果たしています。

本書は、区長の皆様にご協力いただいている市の事業について、ご理解を深めていただけるよう概要を簡潔に掲載しております。ご不明な点につきましては、下記または各担当にお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

市民部 市民課 市民活動推進係

富津市下飯野 2443 番地

TEL : 0439-80-1252

FAX : 0439-80-1394

窓口 3、4 番

目 次

第1章 区（自治会）の基本情報

- (1) 区（自治会）とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- (2) 区（自治会）の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4～P5
- (3) 区（自治会）の運営について・・・・・・・・・・・・ P5～P6
- (4) 区の再編（統合・分割）について・・・・・・・・ P7
- (5) 自治会の法人格取得について（認可地縁団体）・・・・ P8

【担当課：市民課市民活動推進係 電話：80-1252 窓口3、4番】

第2章 区長の業務内容と責務

- (1) 区長の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
- (2) 区長の委嘱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
- (3) 区長の身分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
- (4) 区長の職務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9～P11
- (5) 区への加入促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- (6) 地区区長会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- (7) 区長の連絡先に関する照会・・・・・・・・・・・・ P13

【担当課：市民課市民活動推進係 電話：80-1252 窓口3、4番】

第3章 区長及び区（自治会）活動等への支援

- (1) 区長報酬費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14
- (2) 自治振興交付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14
- (3) 市民活動災害補償制度・・・・・・・・・・・・ P15～P18
- (4) 区長業務総合補償制度・・・・・・・・・・・・ P18
- (5) コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）・・・・ P19
- (6) コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）・・・・ P20
- (7) 市民活動物品貸出制度・・・・・・・・・・・・ P21

【担当課：市民課市民活動推進係 電話：80-1252 窓口3、4番】

第4章 市から区長への協力依頼事項

- (1) 委員等の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・ P22

【担当課：社会福祉課社会福祉係 電話：80-1258 窓口26番】

【担当課：生涯学習課社会教育係 電話：80-1345 窓口53番】

- (2) 地域の環境美化に関すること・・・・・・・・・・・・ P22

【担当課：環境保全課環境衛生係 電話：80-1273 窓口9番】

- 【担当課：環境保全課環境センター 電話：37-2020】
- (3) 災害時における情報収集に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・ P23
- 【担当課：防災安全課防災安全係 電話：80-1266 窓口 33 番】
- (4) 地域防災力の向上に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・ P23～P25
- 【担当課：防災安全課防災安全係 電話：80-1266 窓口 33 番】
- (5) 日本赤十字社活動資金の募集・・・・・・・・・・・・・・・・ P25
- 【担当課：社会福祉課社会福祉係 電話：80-1258 窓口 26 番】
- (6) 敬老事業に係る 88 歳到達者への祝状の贈呈・・・・・・・・ P26
- 【担当課：介護福祉課高齢者支援係 電話：80-1300 窓口 24 番】
- (7) 道路、河川工事、交通安全施設及び防犯灯に関すること・・・・ P26
- 【担当課：建設課建設係 電話：80-1302 窓口 44 番】
- 【担当課：建設課管理補修係 電話：80-1298 窓口 44 番】
- (8) 有害鳥獣被害防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P27
- 【担当課：農林水産課鳥獣対策室 電話：80-1284 窓口 42 番】
- (9) 空家の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・ P28
- 【担当課：政策推進課移住定住推進係 電話：32-1067 窓口 28 番】
- (10) 消防車等の進入に影響のある樹木の伐採・選定について・・・・ P28
- 【担当：消防署本署 電話：88-0119】
- 【担当：消防署天羽分署 電話：67-0119】

第 5 章 富津市社会福祉協議会からの協力依頼事項・・ P29

【富津市社会福祉協議会 電話：87-9611】

別添資料

- 区と関係する市役所担当課一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ P30
- 各区区域一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ P31
- 令和 8 年度の回覧物配付予定一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ P32
- 区（自治会）に加入しましょう・・・・・・・・・・・・・・・・ P33
- 様式 「コミュニティ助成事業」申請希望について(市民課)・・・・ P34
- 様式 被災状況報告書(防災安全課)・・・・・・・・・・・・・・・・ P35
- 様式 避難状況報告書(防災安全課)・・・・・・・・・・・・・・・・ P36
- 様式 支援物資要請書(防災安全課)・・・・・・・・・・・・・・・・ P37

第1章 区の基本情報

(1) 区（自治会）とは

区（自治会）は、一定の区域に居住する人々が、住民同士の助け合いや親睦を深め、生活環境の向上・発展を図り、住民が自ら地域の実情にそった地域づくりや諸問題を解決することを目的として、自主的に結成されて、運営している任意の団体です。

(2) 区（自治会）の役割

安心・安全で住みよいまちづくりを推進していくためには、地域の取り組みが重要となり、特に災害時における「共助」が区の果たす役割として、求められています。いざという時に適切に行動できるよう、日ごろから地域に住む人たちが、親睦と交流を通じ連帯感を深め、地域の情報を把握しておくことが大切です。

■自治会の主な役割と活動

①地域のコミュニケーションづくり

地域の住民同士が様々な行事や日常の近所付き合いを通じて、日頃から住民同士の連携を高めるために大切な役割を果たしています。

- (例) ・レクリエーション大会、スポーツ大会
・子ども会や老人会
・お祭り、盆踊り など



②明るく住みよいまちづくり

一人では解決が困難な地域の課題について、地域の住民みんなで考え、協力し、解決するために重要な役割を果たしています。

- (例) ・ゴミステーションの管理、清掃
・公園、道路、側溝等の地域の清掃活動
・交通安全活動
・集会所の管理、運営
・防犯灯の維持管理、防犯パトロール
・自主防災組織などの防災活動 など



③助け合いの精神づくりと実践

隣近所同士の声かけや見守りなどにより、一人暮らしや寝たきりの高齢者、身体の不自由な人など、様々な不安を抱え生活している方が安心した生活を送る上で、

大切な役割を担っています。

- (例) ・高齢者の見守りや生活支援
- ・社会福祉活動 など



④住民と行政との連絡調整

地域と行政が協力をしなければ解決できない問題も多くあるため、これらの解決のために、地域住民の代表として、行政と住民とのパイプ役を担っています。

- (例) ・地域課題等に対する市政への要望
- ・回覧配布
- ・募金活動への協力 など



(3) 区（自治会）の運営について

■総会の開催

総会では、前年度の事業報告及び決算報告、本年度の事業計画や収支予算、役員
の改選（選出）などについて議論、議決します。

住民の皆さんへの自治会への関心と意識を高めるためにも、年に1回は総会を開
催することが望ましいです。

■規約(会則)

規約（会則）は、自治会活動の基本となる取り決め（ルール）です。

活動の目的や内容、役員を選出方法、会費の扱いなど、区が運営や活動を行ううえ
での規約を定め、住民の皆様で共有することが大切です。そのため、規約の内容は世
帯数の増減や少子高齢化による区構成員の変化などのほか、地域の様々な状況変化に
対応して、定期的に規約を見直すことが望ましいです。

■役員

自治会を円滑に運営する上で、会長（区長）をはじめとする役員は大きな役割を担
っています。

役員を選出方法については、「選挙・推薦・自薦・順番制」など様々な方法があり
ます。住民相互の話し合いや負担の軽減などの工夫により、地域の実情に則した方法
により選任方法を確立することが大切です。

また、区の運営に加え、とりわけ防犯対策などについては、女性からの意見等を踏
まえた体制づくりが重要となっています。引き続き、女性の参画を推進していきまし
ょう。

○主な役員の例

役職名	役割
会長 (区長)	代表者であり、責任者です。自治会のまとめ役として、全体を見渡しながらか、ほかの役員や住民が十分に力を発揮できるよう努めます。
副会長 (副区長)	会長を補佐し、会長が不在の場合などはその職務を代行します。会長との十分な連携が必要です。
書記	会議の準備、連絡など事務全般を受け持ちます、運営や活動に関する記録などを残しておく役割もあります。
会計	現金の出納、備品の管理など、出納責任者としてお金の出し入れや物品に関する事務を行い、必要な書類を管理します。適正に処理することが、住民への信頼につながります。
監査 (監事)	会計や資産の状況、事業の実施状況などの監査(チェック)を行います。自治会の目的に沿って適正に運営されているかどうかを確認するため、活動に対して中立的な立場で公正に判断できる人を選ぶことが望ましいです。

※ このほか、環境や防犯などの分野別の「専門部長」や、小地域代表の「班長」などを役員としている自治会もあります。地域の実情に合った役員構成とすることが望ましいです。

■地域行事について

地域のお祭りや運動会などの行事、子供会や婦人会、老人クラブなどの活動は、地域住民の親睦を深め地域の担い手が育つ場としても大切な役割を果たしています。

その場限りの行事で終わらせないためにも参加住民と会話し、顔見知りになることで、区に対し親近感を持ってもらい、区への加入や次の活動参加にもつなげていきましょう。

■会計処理について



会計は、区の運営や活動に伴う収入や支出を計算し、出納の記録、領収書などの整理・保管、現金や預金通帳の管理などを行うものです。

区には、区費や市からの交付金などの収入があります。区民の皆様のお金や物品を預かっていることから、適正な会計処理を行いましょう。

■個人情報・プライバシーの取り扱いについて（ご注意）

地域住民の情報（氏名・住所・連絡先など）を収集や、名簿を作成することは、自治会活動の円滑な運営のために必要な重要な作業です。

しかし、これらは「個人情報」になるため、自治会活動の範囲で取り扱うものであり、目的外での利用や第三者への提供は絶対に行わないようご注意ください。

信頼関係に基づいた運営のため、慎重な対応をお願いいたします。



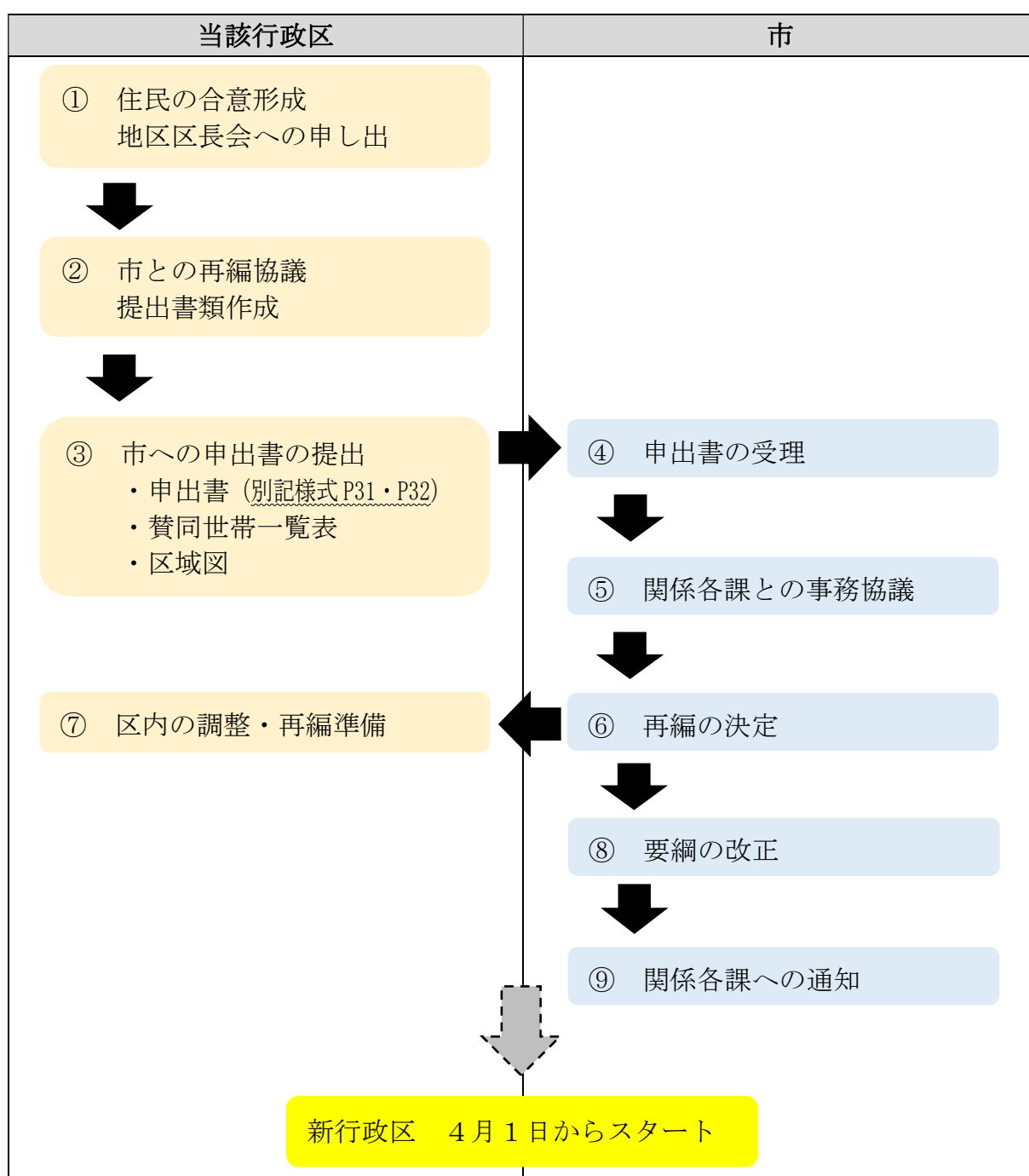
(4) 区の再編（統合・分割）について

近年の人口減少や少子高齢化の進行により、役員を選出が困難になる、区の行事の実施が難しくなるなど、区の運営に支障が生じる場合があります。その一方で、大規模な住宅開発により世帯数が急増し、区の運営の負担の増大などが課題となることもあります。

このような状況に対応するため、区の「統合（合区）」や「分割（分区）」を検討することができます。

区の再編を検討する場合は、担当課の市民課市民活動推進係までご相談ください。

○基本的な事務手続きの方法（流れ）



(5) 自治会の法人格取得について（認可地縁団体）

平成3年の自治法の改正以前は、自治会・町内会等は、法律上いわゆる「権利能力なき社団」と位置付けられていたことから、自治会等が土地や集会施設などの財産を保有する場合、当該団体名義での不動産登記が不可能でした。

このため、自治会・町内会の所有であっても会長個人や役員の共有名義で登記せざるを得ず、名義人の死亡や転居等により名義の変更や相続などの問題が起きていました。

このような問題を解消するため、平成3年4月2日施行の地方自治法の改正により、自治会等が市の認可を受け、法人格を取得した自治会等を「認可地縁団体」といい、認可地縁団体になることで、認可地縁団体（法人）名義での不動産登記が可能になりました。

現在、富津市内には、47の自治会が認可地縁団体として活動しています。

認可地縁団体の詳細や法人化を検討する場合は、担当課の市民課市民活動推進係までご相談ください。



第2章 区長の業務内容と責務

(1) 区長の役割

区の活動の中心となる区長は、区の運営についての方向性を示すことや、行政、第三者との対外的な交渉の責任者になるなど、区の運営がスムーズにできるよう職務を遂行するという重要な役割を担います。

また中には、地域と行政が協力をしなければ解決できない問題があるため、この場合、区長に行政とのパイプ役になっていただき、協力して問題解決に当たることになります。

(2) 区長の委嘱

富津市区長設置要綱第3条の規定により、各区で地区住民の推薦により市長が区長として委嘱します。

富津市において、区長の定数は108人となっています。

区の名称及び区域は、「各区区域一覧」(P31)をご確認ください。

なお、区長の任期については、原則2年となっております。任期が満了する年の区長におかれましては、任期満了前の約2カ月前の2月回覧にて、市民課市民活動推進係から後任者の推薦依頼文を送付し、「区長推薦届」もしくは「区長留任届」を年度末までに、ご提出していただきます。

(3) 区長の身分

区長の身分について、令和元年度までは非常勤特別職の地方公務員でしたが、地方公務員法の一部改正によって非常勤特別職の要件が厳格化されたことにより、令和2年4月以降は、私人(有償ボランティア)となっています。

(4) 区長の職務

区長は区の代表者として、役員を統括しながら組織の運営を行い、市からの連絡事項を区民に周知することや、区内の世帯及び住民の把握に関すること、また区域における住民からの要望等の聴取を行い、関係各所への要望・報告などのほか、必要に応じて行政に関するさまざまなことにご協力いただいています。

①市からの通知事項の周知伝達に関すること

市からのお知らせは原則的には文書の配布などの方法で周知してまいります。取り急ぎの連絡や周知する範囲に限られるような事項などにつきましては、個別にご相談させていただくこともありますのでご協力いただけますようお願いいたします。

②各種文書の配布に関すること

市や関係機関からの各種情報は、回覧文書や配布物として「区長回覧」としてお届けします。区長の皆さまには、これらの文書を地域の世帯に回覧・配布していただき市政情報の周知にご協力をお願いいたします。

<回覧文書の発送日>

原則として、回覧文書は以下のとおり地区ごとに定められた曜日に発送いたします。

- ・天羽地区：毎月第2週の木曜日
- ・富津地区、大佐和地区：毎月第2週の木曜日または金曜日（希望に応じて）

ただし、天候等により発送日を変更する場合があります。その際は、市民課市民活動推進係よりご連絡いたしますので、ご対応をお願いいたします。

令和8年度の発送日については「令和8年度の回覧物配布予定一覧」(P32)をご確認ください。

※令和8年度2月回覧については、第2週の木曜日が祝日のため、第2週の木曜日に発送する地区は、第2週の水曜日（令和9年2月10日）が発送日となります。

<配布部数の変更について>

回覧文書の配布部数は、区民の方の転入出によって変動します。配布数に増減が生じた場合は、速やかに市民課市民活動推進係までお知らせください。

ご連絡を受けた翌月もしくは翌々月の発送から部数を変更いたします。

<回覧板の活用と配布・交換>

市から配布する文書に加えて、区の事務連絡にもお使いいただくため、回覧板をお渡ししています。必要数が足りない場合や、破損・劣化した場合には、新しい回覧板と交換いたしますので、富津・大佐和地区は、市民課市民活動推進係に、天羽地区は天羽行政センターまでご連絡をお願いいたします。

③簡易な調査報告に関すること

区長には、区域における情報の収集・整理と、必要な報告のご協力をお願いしています。これは、市が施策や事業を適切に進めるうえで、地域の実情を的確に把握するために欠かせない役割です。

市や関係機関が実施する調査について、必要に応じて協力を依頼することがあります。調査の目的や方法については、事前に周知・説明いたしますので、ご理解のうえ対応をお願いします。

また、毎年度末には、区内の世帯数や回覧数等の報告をお願いしています。これらは、市からの回覧文書の配布部数や自治振興交付金及び区長報償費の交付額の算出に用いられますので、正確なご報告にご協力をお願いいたします。

④地域住民の建設的な意見の連絡に関すること

区域における住民より要望された事項をまとめ、市や関係機関に対して地区の要望や陳情を行います。

具体的には、道路補修、防犯灯設置、地域行事支援など、生活環境の改善に関する内容等が中心となります。

内容に応じて関係課と調整を行い、必要な措置や検討を進めますので、早めの情報共有をお願いいたします。

(5) 区への加入促進

区（自治会）は、地域の交流や課題解決、防災・福祉活動の基盤となる重要な組織です。多くの世帯が加入することで、より効果的で安定した地域づくりにつながるため、区長の皆さまには加入促進の呼びかけにご協力をお願いしています。

なお、区（自治会）への加入はあくまで任意であり、強制ではありません。加入を望まない方への無理な勧誘は行わず、活動の意義や必要性について理解を得られるよう、丁寧なご案内をお願いいたします。

加入を促すにあたっては、地域活動の目的やメリットをわかりやすく伝えることが大切です。新たに転入された方や未加入世帯に対しては、地域のつながりの重要性や区の活動内容を丁寧に説明し、理解を促してください。

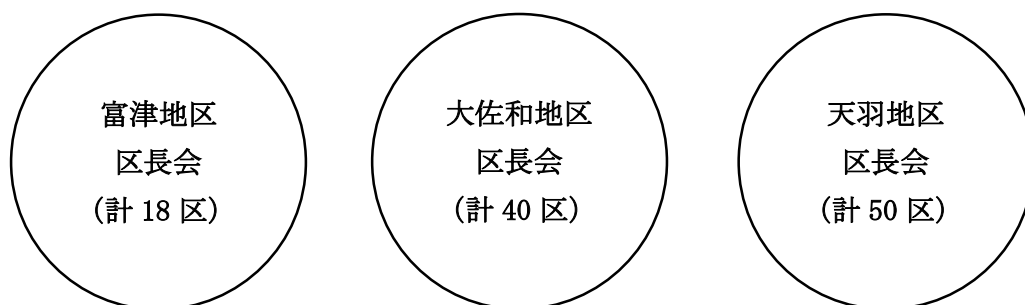
市では、区への加入を促すための「区（自治会）加入促進チラシ」（P33）を配布しています。必要な場合は、市民課市民活動推進係までご連絡いただき、必要部数をお渡ししますので、活用を検討ください。

<主な説明ポイントの例>

- ・地域の安全・安心（災害時の助け合い、防犯灯の整備など）
- ・住民同士の交流（祭礼、清掃活動、子ども会など）
- ・地域情報の共有（市からのお知らせや回覧の配布）
- ・生活基盤の維持（集会所やゴミステーションの利用・管理）

(6) 地区区長会

富津市内の108区は、以下の3地区に分けられており、各地区で「地区区長会」が設けられています。これは、区長相互の信頼と連携を深めるとともに、市の行政、地域社会及び地区住民との交流を密にし、民主的なよりよい社会づくりのため積極的に推進することを目的とした組織です。



■総会の開催と運営体制

各地区区長会では、毎年4月に「地区区長会総会」を開催し、前年度の事業報告や新年度の事業計画、役員改選等を行います。

また、総会以降の地区区長会の運営にあたっては、各地区区長会内の「代表区長」が中心となり、市との連絡調整、各種依頼事項や情報の取りまとめなどを行います。

■会議・研修・懇親行事などの実施

地区区長会では、必要に応じて会議等を開催する場合があります。また、地区区長会の判断により、主に「懇親会」や「視察研修旅行」などの活動が実施されます。

なお、あくまで地区区長会ごとの判断と運営方針により実施されるものであり、実施の有無や内容は毎年度異なる場合があります。

(7) 区長の連絡先に関する照会

区長の氏名・住所・電話番号などの連絡先に関して、関係機関や住民から照会が寄せられる場合があります。これらの情報については、市の業務上や公益上必要あると市が判断した場合に限り、次の範囲で公表・提供することとしています。

ただし、個人情報の取り扱いには十分配慮し、照会の内容・必要性を確認のうえで対応します。不安や疑問がある場合には、市民課市民活動推進係へご相談ください。

また、区長の氏名は、区名とともに広報ふつつ6月号により公表します。

	請求者	利用目的
1	・転入・転居された方 ・区民の方 など	①ゴミステーションの利用等についての照会 ②自治会の活動に関することについての照会 ③集会所の利用についての照会
2	・上・下水道、電気、ガス等工事関係者 ・不動産業者、建設、開発業者 など	①工事に伴う住民の方への注意喚起 ②地元説明会の開催の周知 ③区長の承諾や現地立ち合い ④ほか、工事施工に伴う協力依頼に関する事
3	・国、県の機関 など	①市民生活の安全に係る回覧物等の配布 ②当該区に対する意見・要望の聴取 ③ほか、官公署等の事業に係る場合

第3章 区長及び区（自治会）活動等への支援

(1) 区長報償費

内容	富津市区長設置要綱第5条から第7条の規定により、報償費及び交通費をお支払いします。		
主な手続き	<p>■支払いに係る必要書類の提出（※新任区長のみ）</p> <p>新任区長の方には、4月の区長回覧により、必要書類の提出をご案内いたしますので、4月中旬から下旬頃に実施される各地区区長会議の際にご提出いただきます。</p> <p>なお、委嘱した年の翌年度以降の手続きは不要です。ただし、振込先の変更等を希望する場合は、市民課市民活動推進係にご連絡ください。</p> <p><提出いただく書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込先の通帳の写し ・個人番号提供書 		
支給額	項目	支給区分	金額
	均等割	年額	136,000円 (※令和8年度より124,000円から136,000円に変更)
	世帯割	年額	1世帯につき600円
	交通費	市長の招集による会議等の出席	職員の旅費に関する条例(昭和46年富津市条例第28号)の例により定める額
※毎年4月1日現在における区の加入世帯数を対象に算出			
振込時期	<ul style="list-style-type: none"> ・9月下旬（上期分） ・3月下旬（下期分） <p>※上期と下期に分けて均等割と世帯割の合計額を、2分の1ずつお支払いします。</p>		

(2) 自治振興交付金

内容	地域社会の健全な育成及び地域住民の生活環境の整備等を図るため、区に対する運営助成として、富津市自治振興交付金を交付します。		
主な手続き	<p>■交付申請・交付請求手続き</p> <p>5月区長回覧により交付申請・交付請求に必要な書類をご案内し、5月下旬頃までに書類を準備のうえ、市民課市民活動推進係にご提出いただきます。</p> <p>■実績報告手続き</p> <p>2月区長回覧により実績報告に必要な書類をご案内し、3月上旬頃までに書類を準備のうえ、市民課市民活動推進係にご提出いただきます。</p>		
交付額	交付区分	交付基準	交付金額
	(1)基本分	加入世帯数	1世帯につき300円以内の額
	(2)小中規模区加算分	加入世帯数が500世帯未満の区	1区につき (500世帯－加入世帯数)×40円以内の額
		加入世帯数が500世帯以上700世帯未満の区	1区につき 126,000円以内の額
(3)大規模区加算分	加入世帯数が700世帯以上の区	1区につき 252,000円以内の額	
※毎年4月1日現在におけるそれぞれの区の加入世帯数を対象に算出			
振込時期	毎年7月下旬頃		

(3) 市民活動災害補償制度

<p>内容</p>	<p>市では、市民の皆さんが安心して区(自治会)の活動を行えるよう、「市民活動災害補償」に加入しています。この保険は活動団体や個人の負担を軽減し、活動中に起きた賠償責任事故や傷害事故に備えています。</p> <p><u>※市で保険に加入し、保険料を負担しているため、保険料を支払う必要はありません。</u></p>																		
<p>主な手続き</p>	<p>■ご加入手続き <u>区(自治会)の活動の場合、事前のご加入手続きは不要です。</u> (※ただし、個人で行うボランティア活動等の場合には「ボランティア活動計画書」を事前に記入のうえ、市民課市民活動推進係に提出いただく必要があります。)</p> <p>■事故発生から補償金を受け取るまでの手続き</p> <p>①万が一、事故が発生した際には、速やかに市民課市民活動推進係へ事故発生の状況をご連絡ください。 <ご連絡いただく内容></p> <table border="1" data-bbox="416 826 1390 958"> <tr> <td>・事故発生の日時(いつ)</td> <td>・事故の被害者(だれを)</td> </tr> <tr> <td>・事故発生の場所(どこで)</td> <td>・事故の状況(どうして)</td> </tr> <tr> <td>・事故の加害者(だれが)</td> <td>・被害の状況(どうなった)</td> </tr> </table> <p>②事故が発生してから原則14日以内に、「事故報告書」に必要書類を添付して市民課市民活動推進係に提出いただきます。 (※「事故報告書」については、①の後にお渡しいたします。) <「事故報告書」に添付していただく主な書類></p> <table border="1" data-bbox="416 1122 1390 1543"> <tr> <td>・団体の概要が把握できるもの(規約・会則など)</td> </tr> <tr> <td>・団体の年間行事計画表(総会資料でも可)</td> </tr> <tr> <td>・当日の活動が把握できるもの(お知らせ、通知文など)</td> </tr> <tr> <td>・当日の補償対象者の名簿</td> </tr> <tr> <td>・事故発生状況等が把握できる資料</td> </tr> <tr> <td>ア 活動の往復途上の事故の場合は、事故現場の見取り図</td> </tr> <tr> <td>イ 賠償責任事故の場合、損害の程度を証明する写真など</td> </tr> <tr> <td>ウ 交通事故の場合、交通事故証明書</td> </tr> <tr> <td>エ 特定疾病事故の場合、死亡原因となる疾患名を証明する診断書など</td> </tr> </table> <p>③事故報告書の内容を市民活動推進係で判定し、補償の対象になると認められた場合、保険会社に送付します。</p> <p>④保険会社から補償の対象になると認められた場合、補償金等の請求に必要な書類を提出していただきます。必要な書類は、補償区分により保険会社から指定させていただきます。</p> <p>★賠償責任補償の場合</p> <table border="1" data-bbox="416 1794 1390 1879"> <tr> <td>被害者との示談が成立したとき又は調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後に提出していただきます。</td> </tr> </table> <p>★傷害補償の場合</p> <table border="1" data-bbox="416 1917 1390 1962"> <tr> <td>通院・治療等が全て終了した後に提出していただきます。</td> </tr> </table> <p>★特定疾病補償の場合</p> <table border="1" data-bbox="416 2000 1390 2045"> <tr> <td>法定相続人が確定した後に提出していただきます。</td> </tr> </table> <p>⑤請求者が指定した金融機関口座に補償金が振り込まれます。</p>	・事故発生の日時(いつ)	・事故の被害者(だれを)	・事故発生の場所(どこで)	・事故の状況(どうして)	・事故の加害者(だれが)	・被害の状況(どうなった)	・団体の概要が把握できるもの(規約・会則など)	・団体の年間行事計画表(総会資料でも可)	・当日の活動が把握できるもの(お知らせ、通知文など)	・当日の補償対象者の名簿	・事故発生状況等が把握できる資料	ア 活動の往復途上の事故の場合は、事故現場の見取り図	イ 賠償責任事故の場合、損害の程度を証明する写真など	ウ 交通事故の場合、交通事故証明書	エ 特定疾病事故の場合、死亡原因となる疾患名を証明する診断書など	被害者との示談が成立したとき又は調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後に提出していただきます。	通院・治療等が全て終了した後に提出していただきます。	法定相続人が確定した後に提出していただきます。
・事故発生の日時(いつ)	・事故の被害者(だれを)																		
・事故発生の場所(どこで)	・事故の状況(どうして)																		
・事故の加害者(だれが)	・被害の状況(どうなった)																		
・団体の概要が把握できるもの(規約・会則など)																			
・団体の年間行事計画表(総会資料でも可)																			
・当日の活動が把握できるもの(お知らせ、通知文など)																			
・当日の補償対象者の名簿																			
・事故発生状況等が把握できる資料																			
ア 活動の往復途上の事故の場合は、事故現場の見取り図																			
イ 賠償責任事故の場合、損害の程度を証明する写真など																			
ウ 交通事故の場合、交通事故証明書																			
エ 特定疾病事故の場合、死亡原因となる疾患名を証明する診断書など																			
被害者との示談が成立したとき又は調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後に提出していただきます。																			
通院・治療等が全て終了した後に提出していただきます。																			
法定相続人が確定した後に提出していただきます。																			

補償の対象 となる活動	<p>市内に活動の拠点を置く団体や個人ボランティアが、無報酬（実費弁償程度を含む）で自主的かつ計画的に行う公益性のある活動（広く人々や地域・社会のために行われる活動）及び市または市長が別に定める団体が主催する公益性のある行事が対象になります。</p> <p>■対象となる活動</p>	
	活動名称	活動内容
	地域社会活動	区の活動 防犯・防災活動 清掃活動（道路、河川、公園、その他の公共施設） リサイクル活動 募金活動 など
	社会教育活動	スポーツの指導 文化活動の指導 など
	社会福祉活動	在宅高齢者・身障者の見回り ホームヘルプ 手話通訳 就労・社会復帰のための援護活動 など
	青少年健全育成活動	子ども会 非行防止パトロール など
	市主催事業活動	市が主催又は共催する事業の運営ボランティア 防災訓練 市主催の講座・講演会等の手伝い
<p>■対象者 上記の活動を行う指導者・運営スタッフ・参加者・個人ボランティア ※スポーツの競技者、講座やイベント等への来場者・観覧車は対象になりません。</p> <p>■対象にならない活動</p> <p>①特定の政党若しくは宗教に係る活動 ②営利及び自己のために行う活動 ③職業及び職務として行う活動 ④学校の管理下における活動 ⑤会員のみ対象の互助的な各種スポーツ、レクリエーション、趣味、教養、文化等の活動 ⑥危険度の高い活動（山岳登山、スカイダイビング等） など</p> <p>ここに掲載している活動は、あくまで原則に従ったものです。ケースによって対象になる場合と対象にならない場合があります。 ご不明な点がございましたら、市民課市民活動推進係（TEL80-1252）までお気軽にお問い合わせください。</p>		

補償の種類
と内容

■ 損害賠償保障

市民活動中に、主催者（指導者・運営スタッフ、個人ボランティア）が、誤って補償対象者やその他第三者の生命、身体もしくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに支払われます。

（１）市民活動団体の場合

補償区分	内 容	補償限度額
対人賠償	身体に損害を与えたとき	1名につき 5,000万円 1事故 5億円
対物賠償	財物に損害を与えたとき	1事故 1,000万円
保管者賠償	預かり品や管理しているものを滅失・き損・汚損等により損害を与えたとき	1事故 500万円 1制度適用期間中 500万円

（２）個人ボランティアの場合

補償区分	内 容	補償限度額
対人・対物賠償共通	生命・身体・財物に損害を与えたとき	1事故 5億円

■ 傷害補償

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、補償対象者が死亡したときや負傷したときに支払われます。

補償区分	内 容	補償額
死亡補償	事故発生日から起算して 180 日以内に死亡したとき	1名につき 200万円
後遺障害補償	事故を原因として、当該事故発生日から起算して 180 日以内に後遺障害を生じたとき	後遺障害の程度に応じて 1名につき 6～200万円まで
入院補償	事故を原因として、その治療のために入院をしたとき (事故発生日から起算して 180 日以内の間に限る)	1名につき 日額 3,000円
手術補償	入院補償が支払われる場合で、その治療のために手術を受けたとき	手術の種類に応じて 1名につき 30,000円 60,000円 120,000円
通院補償	事故を原因として、その治療のために通院をしたとき(事故発生日から起算して 180 日以内の間に限るものとし、その間において 90 日を限度とする)	1名につき 日額 2,000円

■ 特定疾病補償

市民活動中に急性心疾患や急性脳疾患等によって、補償対象者が死亡したときに支払われます。

対象となる事故	補償額
以下の疾患を活動中に発症し、病院に搬送されそのまま 30 日以内に死亡した場合 ・急性心疾患（心筋梗塞、心不全等） ・急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等）	1名につき 50万円
その他の疾患（疾患名が特定できること）により 24 時間以内に死亡した場合	

過去の補償実績	年度	申請件数	申請内容
	R4	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・除草作業中のけが ・ボランティア活動（清掃作業）中のけが ・ボランティア活動（清掃作業）中に熱中症を発症 ・区内道路にはみ出た枝の伐採作業中のけが
	R5	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・除草作業中のけが
	R6	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動（清掃作業）中のけが ・除草作業中のけが ・回覧の回付中のけが
	R7	5件	<ul style="list-style-type: none"> ・除草作業中のけが ・側溝清掃作業中のけが ・ボランティア活動（清掃作業）中のけが

Q & A	質問・回答
Q1	保険料は必要ですか。
A1	市民の皆さんを被補償者として、市が保険会社と契約を結び、市が保険料を負担するので、 <u>保険料の支払いは必要ありません。</u>
Q2	この制度があれば、団体や個人で他の保険に加入する必要はないですか。
A2	今までそれぞれの団体や個人で加入していた保険と、全て同じ内容というわけではありませんので、 <u>必要がないとは限りません。</u> 保険の内容をよく確認し、対象や補償内容に不足がある場合は、他の保険に加入していただく必要があります。
Q3	地域の祭礼で会場に来た来場者も対象となりますか。
A3	この制度は市民活動者（指導者・運営スタッフ・参加者、個人ボランティア）を対象としていますので、 <u>来場者は対象となりません。</u> ただし、主催者（指導者・運営スタッフ、個人ボランティア）の不手際によって来場者にケガをさせた場合は、賠償責任補償の対象になります。
Q4	活動場所に向かう途中、自転車で転んでケガをしました。保障の対象になりますか。
A4	活動場所と自宅との往復途上の事故も対象となります。 <u>ただし、通常の経路とは異なる経路（途中で回り道してスーパーに立ち寄ったなど）で発生した事故は対象外になります。</u>
Q5	活動にあたっての事前打合せや練習は、対象になりますか。
A5	市民活動のための打合せや練習であれば、 <u>対象となります。</u>
Q6	活動中に起こした心臓および内臓疾患を原因とする入院（通院）や後遺障害は対象となりますか。
A6	対象となるのは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害に限られますので、 <u>身体内からの作用は、対象となりません。</u> ただし、活動中に急性心疾患、急性脳疾患により死亡した場合は、疾病死亡弔慰金が支払われます。

（４）区長業務総合補償制度

※内容、主な手続き等については（３）市民活動災害補償と同様です。

補償の種類と内容	■ 損害賠償保障		
	補償内容		補償限度額（保険金額）
	対人賠償	区長が本来の業務に従事中、過失により他人の身体に障害を与えた場合	1名 5,000万円 1事故 5億円
	対物賠償	区長が本来の業務に従事中、過失により他人の財物に損害を与えた場合	1事故 1,000万円
	■ 特定疾病補償		
補償区分	傷害補償	特定疾病補償	
死亡保険金	200万円	100万円	
後遺障害保険金	8～200万円	4～100万円	
入院保険金（日額）	3,000円	1,500円	
通院保険金（日額）	2,000円	1,000円	

(5) コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）

内容	<p>一般財団法人自治総合センターにより、宝くじの社会貢献広報事業として、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、<u>コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く。）の整備</u>に関し、<u>助成する事業</u>です。</p> <p>■主な事業例 <u>コミュニティ活動備品の整備や購入、山車や神輿の修繕、祭礼用具の修繕等</u></p> <p>■留意事項 「各市町村 1 件」の申請となっており、受付順により申請しているため、順番待ちとなる場合がございます。 なお、一般財団法人自治総合センターが審査を行うため、提出された申請が必ず採択されるとは限りません。事業内容等が助成条件に合致していても不採択になる場合があります。</p>																		
主な流れ	<p>① 「エントリーシート」(P34) を市民活動推進係へ提出 【助成申請年度】</p> <p>②市民活動推進係から、8月頃に順番が回ってきた区に対して助成申請手続きの案内をします。区は助成申請に必要な見積書等の書類を添付のうえ、9月下旬頃までに市民活動推進係へ提出</p> <p>③年度末（3月末頃）に自治総合センターから採択結果の通知 ※採択された場合④へ</p> <p>【事業実施年度（助成申請年度の翌年）】</p> <p>④6月末頃、助成金交付申請を市民活動推進係へ提出</p> <p>⑤7月頃から事業を実施し、遅くとも2月頃までに完了</p> <p>⑥事業完了後、区は実績報告に必要な領収書等の書類を添付のうえ、市民活動推進係へ提出</p> <p>⑦区へ助成金を振込</p> <p>※以上の流れは、市民活動推進係からご案内いたします。</p>																		
対象団体	市が認めるコミュニティ組織（区、自治会等）																		
助成額	100万円から250万円まで																		
振込時期	事業完了後																		
補助実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>助成内容</th> <th>助成金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>山車の修繕、太鼓の修繕及び購入</td> <td>2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>事業用備品購入</td> <td>1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>山車の修繕</td> <td>2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>山車の修繕</td> <td>2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>神輿の修繕</td> <td>2,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	助成内容	助成金額	H28	山車の修繕、太鼓の修繕及び購入	2,500,000円	R3	事業用備品購入	1,100,000円	R4	山車の修繕	2,500,000円	R5	山車の修繕	2,500,000円	R6	神輿の修繕	2,500,000円
年度	助成内容	助成金額																	
H28	山車の修繕、太鼓の修繕及び購入	2,500,000円																	
R3	事業用備品購入	1,100,000円																	
R4	山車の修繕	2,500,000円																	
R5	山車の修繕	2,500,000円																	
R6	神輿の修繕	2,500,000円																	

(6) コミュニティ助成事業 (コミュニティセンター助成事業)

<p>内容</p>	<p>一般財団法人自治総合センターにより、宝くじの社会貢献広報事業として、住民が行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、<u>区が所有する住民の需要に応じた機能を有する集会施設 (コミュニティセンター・自治集会所など) の建設</u> <u>または大規模修繕およびその施設に必要な備品の整備に関わる費用</u> <u>について、助成を行う事業</u>です。</p> <p>■主な事業例 <u>コミュニティセンターや集会所の新築、大規模修繕 (建築基準法第2条第14号に定めるもの)</u></p> <p>■留意事項 「各市町村 1 件」の申請となっており、受付順により申請しているため、順番待ちとなる場合がございます。 なお、一般財団法人自治総合センターが審査を行うため、提出された申請が必ず採択されるとは限りません。事業内容等が助成条件に合致していても不採択になる場合があります。</p>		
<p>主な流れ</p>	<p>① 「エントリーシート」 (P34) を市民活動推進係へ提出 【助成申請年度】</p> <p>②市民活動推進係から、8月頃に順番が回ってきた区に対して助成申請手続きの案内をします。区は助成申請に必要な見積書等の書類を添付のうえ、9月下旬頃までに市民活動推進係へ提出</p> <p>③年度末 (3月末頃) に自治総合センターから採択結果の通知 ※採択された場合④へ 【事業実施年度 (助成申請年度の翌年)】</p> <p>④6月末頃、助成金交付申請を市民活動推進係へ提出 ⑤7月頃から事業を実施し、遅くとも2月頃までに完了 ⑥事業完了後、区は実績報告に必要な領収書等の書類を添付のうえ、市民活動推進係へ提出 ⑦区へ助成金を振込 ※以上の流れは、市民活動推進係からご案内いたします。</p>		
<p>対象団体</p>	<p>市が認めるコミュニティ組織であり、<u>認可地縁団体であることが必須</u>になります。</p>		
<p>助成額</p>	<p>対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額 (上限2,000万円)</p>		
<p>振込時期</p>	<p>事業完了後</p>		
<p>補助実績</p>	<p>年度</p>	<p>助成内容</p>	<p>助成金額</p>
	<p>H31</p>	<p>コミュニティセンター (集会所) の建設</p>	<p>15,000,000 円</p>
	<p>R2</p>	<p>コミュニティセンター (集会所) の建設</p>	<p>8,200,000 円</p>
	<p>R5</p>	<p>コミュニティセンター (集会所) の建設</p>	<p>15,000,000 円</p>
	<p>R6</p>	<p>コミュニティセンター (集会所) の大規模修繕</p>	<p>7,100,000 円</p>

(7) 市民活動物品貸出制度

<p>内容</p>	<p>市民参加による活力あるまちづくりを推進するため、自発的かつ自主的に公益的な活動を実施する団体等に対し、市が所有する物品を公務に支障のない範囲において貸出します。</p> <p>貸出対象は、自治会活動以外にも、市内に在住、在勤又は在学する者を主たる構成員とする団体等であり、かつ、次のいずれかの活動を市内で実施する場合は対象となります。</p>
<p>主な手続き</p>	<p>■物品の借用方法 借受日の約1か月前に、事前予約を行い、借受日までに貸出物品借用申請書兼誓約書を市民課市民活動推進係に提出してください。</p> <p>■貸出・返却の受付 物品等の貸出期間は、原則3日間（土・日・祝日を間に含む場合はその都度調整）以内とし、市の指定した場所で受け取り、物品等の使用が終わったときは、使用者は、借受前の原状に復して、速やかに返却をお願いします。</p>
<p>貸出物品 (年度ごとに変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーン ・ワイヤレスアンプ ・インディアカ ・ソフトバレーボール ・ボッチャ ・剣玉 ・剣型ショベル ・水中ポンプ ・誘導棒 ・折りたたみ机 ・丸椅子 ・ユニット畳 ・新生児人形 ・かまど（まき用） ・DVD プレーヤー ・暗幕 ・輪投げ ・ペタンク ・リボン胸章 ・刈払機 ・側溝蓋上機 ・大ハンマー ・テント ・折りたたみ椅子 ・パイプ丸椅子 ・体脂肪計 ・発電機 ・消防団加入促進 DVD ・トランクプロジェクター ・ドッジビー ・ディスクゲッター ・モルック ・富津ふるさとカルタ ・角型ショベル ・ボール ・トランジスタメガホン ・長テーブル ・折りたたみパイプ ・おむつ替えテント一式 ・デジタル血圧計 ・移動炊飯器 <p>※写真等の詳細を確認したい場合は、パンフレットをお渡しいたしますので、市民課市民活動推進係までご連絡ください。</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市が公務で使用する場合は貸出できません。 ・災害等で市が緊急に使用する場合は、貸し出しを取り消す場合があります。 ・貸出日及び返却日は、土、日曜日及び祝日、12月29日から翌年の1月3日までを除く午前9時00分から午後4時30分までの間をお願いします。 ・物品等の搬出入は、使用者が行うようお願いします。 ・使用者は、物品等の破損等がないように管理してください。また、使用者は、物品等を他の目的に使用し又は転貸してはいけません。 ・物品等の使用に際し、必要な燃料等の消耗品は使用者の負担となります。 ・汚れ等の付着が無いよう清掃をお願いします。 ・物品等に損害や破損が生じたときは、使用者の負担で修理をお願いします。 ・物品等の使用によって生じた事故や怪我等については、使用者の責任でお願いします。

第4章 市から区長への協力依頼事項

(1) 委員等の推薦について

地域の生活環境、福祉等の向上のため委員、相談員の推薦をお願いしています。
推薦方法等の詳細については、各担当までご連絡ください。

① 民生委員・児童委員

任期3年（次回推薦時期：令和10年（2028年）4月～6月）

【担当課：社会福祉課社会福祉係 電話：80-1258 窓口26番】

② 青少年相談員

任期3年（次回推薦時期：令和9年（2027年）9月～11月）

【担当課：生涯学習課社会教育係 電話：80-1345 窓口53番】

※任期中、不測の事由により、委員の辞任等が生じた場合、上記推薦時期に関わらず、随時各委員の推薦をお願いする場合がありますので、その際にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 地域の環境美化に関すること

① ごみゼロ運動用ゴミ袋の配布

ごみゼロ運動の実施に伴い、4月下旬にボランティア袋の受取をお願いしています。

② 不法投棄防止看板

不法投棄防止看板の設置申請及び設置をお願いしています。

【担当課：環境保全課環境衛生係 電話：80-1273 窓口9番】

③ ごみステーション

ごみステーションの新設、変更、廃止の申請、ゴミ散乱防止ネットの申請及び現地の確認が必要な時の立会などをお願いしています。

【担当課：環境保全課環境センター 電話37-2020】

(3) 災害時における情報収集に関すること

大規模な災害が発生した場合には、円滑な応急対策を実施するため、区内の情報収集、被害状況の確認や取りまとめの協力をお願いします。

また、災害発生時において、市から各区へ状況確認の連絡をいたしますので、区内における連絡体制の整備をお願いします。

○ご協力をお願いする内容

- ① 被災状況の確認【別記様式：被災状況報告書（P35）】
 - ・被災日時 ・被災場所又は地域 ・原因(判明する場合)
 - ・被害状況
 - ・応急措置等の状況
- ② 区民の避難状況の確認【別記様式：避難状況報告書（P36）】
 - ・避難先 ・避難者数 ・安否不明者数
- ③ 必要とする救援物資の取りまとめ【別記様式：支援物資要請書（P37）】
- ④ 避難所の運営
大規模な災害発生時は、行政のみによる運営には限界があります。自治会、施設管理者、避難者などの連携、協力が必要です。
「富津市避難所運営マニュアル」の確認をお願いします。

【担当課：防災安全課防災安全係 電話 80-1266 窓口 33 番】

(4) 地域防災力の向上に関すること

①自主防災組織

I. 結成のお願い

自主防災組織は、災害時に連携し初期消火、救出、救護、避難等の活動をするため結成される組織です。災害が発生した場合、地域のコミュニティの力によるところが大きいため、市では、自主防災組織の結成を推進しており、活動支援のため、地域に必要な資機材の交付を行っています。詳細については、「自主防災組織の手引き」をご覧ください、ご相談下さい。

なお、交付する資機材（発電機、チェーンソー、消火器、担架など）については、新規設立団体のほか、以前交付した団体に対しても更新や拡充のため再交付をしておりますので、交付を希望される自主防災組織は、防災安全課までご連絡ください。

Ⅱ. 資機材の点検

自主防災組織に交付している物品（ハンドマイク、担架、ヘルメット等）の点検と担当者が代わられた時には引き継ぎをお願いします。

Ⅲ. 活動の推進

大規模災害発生直後の混乱期には行政による支援は困難となることが予想されます。自助・共助を発揮するため日ごろから訓練を実施し有事に備えてください。

②地域が主体となった地区防災訓練の実施

大規模な災害が発生した場合、市は全力で災害応急対策にあたることとなりますが、被害の拡大を防ぐための、国や県、市の対応（公助）には限界があります。そこで、「自らの命は自ら守る」（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、「自分達のまちは地域のみんで守る」（共助）を意識し、いざという時に行動できるよう、地域が主体となった地区防災訓練を実施することが重要です。

地区防災訓練は、土砂災害、洪水、地震、津波、高潮などのうち、その地区の特性に応じた災害を想定した訓練を行うことができるため、各地区での実施をご検討下さい。市では、「出前講座」として、地区防災訓練の実施方法の助言、想定される災害の説明等を行い訓練に協力しますので、ご相談下さい。

③避難行動要支援者に対する支援

市では、災害発生時に自ら避難することが困難で、支援を要する人（要支援者）を地域の力で、安全に避難できるよう、要支援者一人ひとりの避難方法などを事前に取り決めておく「個別避難計画」の作成など支援体制の構築をお願いしています。いざという時、要支援者が身の安全を確保できる安心の地域づくりには、自治会を中心とした地域の皆さんの支援が欠かせません。日ごろから、地域にどのような要支援者がお住まいで、地域でどのような支援ができるかを話し合ってください。

④各地区施設の避難所としての活用

各地区内にある集会所や区公民館などは、災害の種類や規模によりますが、施設の安全確認ができた場合には、市が指定する避難所より安全な場合があります。日頃から集会所や区公民館などの活用について話し合ってください。

⑤災害時協力井戸や水源等の情報共有

市では、災害時の生活用水を確保するため、地域の皆さんに生活用水を提供していただける「災害時協力井戸」を募集しています。登録いただいた井戸の情報は、区へ提供しておりますので、各区内で情報の共有をお願いします。その他、地域の中で共同使用できる井戸や水源等があるか、日頃から情報の共有をしていただくようお願いいたします。

【担当課：防災安全課防災安全係 電話：80-1266 窓口 33 番】

(5) 日本赤十字社活動資金の募集

日本赤十字社は、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ことを基本的な使命として、国内における災害救護活動をはじめ、ボランティア活動、医療事業、血液事業や世界各地で多発する紛争・災害等の緊急救援活動、開発支援事業などの人道的活動を展開しています。こうした赤十字の事業は、皆様からお寄せいただく活動資金（寄付金）が主な財源となっています。

この日本赤十字社の活動の趣旨にご賛同いただき、活動資金の募集について、ご協力をお願いしています。

○赤十字運動月間 5月・6月

○1世帯あたりの目安金額 500円

【担当課：社会福祉課社会福祉係 電話 80-1258 窓口 26 番】

(6) 敬老事業に係る 88 歳到達者への祝状の贈呈 (富津地区のみ)

① 88 歳到達者の名簿の確認

8 月上旬頃、介護福祉課から富津地区区長へ 88 歳到達者の名簿を送付します。富津地区区長は、名簿に記載された方が記載の住所に居住しているか否か等、可能な範囲で状況の確認をお願いします。

9 月上旬、ご確認いただいた名簿を元に、介護福祉課が富津地区区長のご自宅へ祝状をお届けします。

② 祝状の贈呈

9 月 15 日から 21 日までの間に、88 歳到達者への祝状の配付をお願いします。

※1 令和 5 年度から 88 歳祝状の贈呈対象者の期間を「4 月から翌年 3 月生まれ」に変更しました。

※2 この業務は富津地区の区長のみをお願いしております。

竹岡地区においては、同様の業務を民生委員に依頼しております。

【担当課：介護福祉課高齢者支援係 電話：80-1300 窓口 24 番】

(7) 道路、河川工事、交通安全施設及び防犯灯に関すること

① 道路整備事業等に関する説明会

区民の皆様へ道路整備事業等に関する説明会を開催する際には、出席及び調整等をお願いしています。

① 【担当課：建設課建設係 電話 80-1302 窓口 44 番】

② 通行止めに関する同意書 (道路使用協議書)

工事の際に道路の通行止めが発生した場合、警察へ提出する道路使用協議書への同意をいただいております。

③ 交通安全施設の新設要望

区民の交通安全施設 (カーブミラー等) 新設の要望を取りまとめて申請することをお願いしています。

④ 防犯灯の設置に関すること

防犯上必要と思われる箇所への防犯灯の新設や移設について、区民の要望を取りまとめて申請することをお願いしています。

② ~④ 【担当課：建設課管理補修係 電話 80-1298 窓口 44 番】

(8) 有害鳥獣被害防止対策事業

有害鳥獣による農作物や生活環境への被害は、年々増大しており、その対策は喫緊の課題となっています。

市では「富津市有害鳥獣対策協議会」と契約して、有害鳥獣の捕獲・駆除、防護柵の設置などを実施し、有害鳥獣による被害への対応を行っています。

鳥獣被害を防止するためには、行政や捕獲従事者の取り組みだけでは被害を無くすことは困難です。そのため、行政が行う対策施策(公助)と並行して、地域の皆様自らが行う対策(自助)や地域ぐるみの対策(共助)が必要不可欠なものとなっています。

市では、地域の皆様やその地域に関係する団体の皆さんに有害鳥獣対策について共通した認識を持っていただくことで「獣害につよい地域づくり」を目指しています。

○箱わなの貸し出しについて

箱わなが必要と思われる箇所への貸し出しについては、区において要望を取りまとめでいただき、申請をしていただけるようお願いしています。

○小動物(アライグマ、ハクビシン、タヌキ)捕獲檻の貸し出しについて

小動物による農作物被害や生活被害が多数報告されています。市では「アライグマ」、「ハクビシン」、「タヌキ」を有害鳥獣に指定し、被害対策を行っており、捕獲檻の貸し出しを行っています。

※箱わな(小動物を含む)を借り受ける場合、捕獲許可を受けた方(狩猟免許を持っている方)に管理していただく必要がありますので、ご注意ください。

○地域ぐるみの獣害対策

集落に引き寄せない・獣を安心させない対策を行うため、「捕獲技術講習会」や「狩猟免許取得検討者向け講演会」、また、「集落検討会」として有害鳥獣対策に関する講習会やワークショップなど、地域の実情にあった対策の検討について専門家を交えて実施しています。

獣害対策は、野生鳥獣の数を減らす目的で「捕獲」だけを行っていても集落に現れる野生動物が残っている限り被害は発生します。地域の特性や課題を考慮しながら、地域の皆様、行政、専門家が一体となって取り組み、「獣害につよい地域づくり」を目指しています。

【担当課：農林水産課鳥獣対策室 電話 80-1284 窓口 42 番】

(9) 空家の活用について

○空家バンク事業（空家、空地の利活用についての相談）

市では使用していない住宅の利活用を促進するため「空家バンク制度」を行っております。空き家バンクに登録できるかどうか、だけでなく相続登記や今後の活用方法についてもご相談をお受けします。

区民の方が相続や引っ越しなどで家屋や宅地の活用方法にお困りでしたら、政策推進課に是非ご相談していただくようご案内ください。

【担当：政策推進課移住定住推進係 電話 32-1067 窓口 28 番】

(10) 消防車等の進入に影響のある樹木の伐採・剪定について

道路上に張り出した生垣や庭木などの樹木は、消防車や救急車の進入を妨げてしまいますので、区民の皆様には所有地周辺のご確認を促していただき、樹木の伐採・剪定のご協力をお願いします。

【担当：消防署本署 電話 88-0119】

【担当：消防署天羽分署 電話 67-0119】



第5章 富津市社会福祉協議会からの協力依頼事項

富津市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に定められた地域福祉の推進を目的とする公共性を持つ民間団体です。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としており、地域住民の個々のニーズに応え個々の生活を支えること、さらに地域の福祉課題の解決を図ることを目的に事業を展開しています。

①富津市社会福祉協議会理事（任期2年）及び評議員（任期4年）

理事会は社会福祉協議会事業にかかる業務執行を決定し、評議員会は法人運営の基本的事項や定款変更など、最終的な議決機関としての役割があります。具体的には個別的な業務執行は理事会で決定し、評議員会で基本的なことを決定します。それぞれ区長の代表、地域の団体の代表等で構成されています。

②地区社会福祉協議会推進員

富津市社会福祉協議会と一体になって活動する組織として、富津、青堀、飯野、大貫、吉野、佐貫、湊、竹岡、金谷、天神山、峰上の地区に地区社会福祉協議会を設置しています。地域住民による自主的な福祉活動を展開し推進することを目的としており、その役員は、区長の他、各種団体の代表など地域の実情に応じて構成されています。

③富津市社会福祉協議会会費の取りまとめ

富津市社会福祉協議会の事業推進にあたり会費、各種募金が財源として有効に活用されます。

区長に会費に関する依頼文書の配布及び会費の取りまとめをお願いしています。

（実施期間 5月1日～5月31日）

④各種募金の依頼文書の配布及び募金の取りまとめ

市内に居住する世帯主に区長を通じて、募金の依頼文書の配布及び募金の取りまとめをお願いしています。

○赤い羽根共同募金（実施期間 10月1日～11月30日）

○愛の募金（実施期間 7月1日～7月31日）

○歳末たすけあい募金（実施期間 12月1日～12月31日）

⑤ふれあい推進員の推薦

地区社会福祉協議会に所属し、福祉事業にご協力いただく、ふれあい推進員の推薦をお願いしています。

任期2年、各区単位に1名（700世帯以上の区は2名）

【富津市社会福祉協議会 電話 87-9611】

別添資料

区と関係する市役所担当課一覧

内 容	担当課連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会に関する事 ・ 区長及び市民活動保険に関する事 ・ ボランティア活動に関する事 	市民課 市民活動推進係 電話：0439-80-1252 【市役所1階 窓口3、4番】
<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみやごみステーションに関する事 	環境保全課 環境衛生係 電話：0439-80-1273 【市役所1階 窓口9番】 環境センター 電話：0439-37-2020
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄に関する事 	環境保全課 環境保全係 電話：0439-80-1274 【市役所1階 窓口9番】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本赤十字社活動資金の募集に関する事 	社会福祉課 社会福祉係 電話：0439-80-1258 【市役所2階 窓口26番】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織に関する事 ・ 防犯カメラに関する事 	防災安全課 防災安全係 電話：0439-80-1266 【市役所3階 窓口33番】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯灯に関する事 ・ 道路の損傷（穴等）やカーブミラーなどの交通安全施設に関する事 	建設課 管理補修係 （富津・大佐和地区） 電話：0439-80-1298 【市役所4階 窓口44番】 （天羽地区） 電話：0439-67-3121 【天羽行政センター内】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣に関する相談や各種届出 	農林水産課 鳥獣対策室 電話：0439-80-1284 【市役所4階 窓口42番】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙に関する事 	選挙管理委員会事務局（選挙係） 電話：0439-80-1349 【市役所5階 窓口52番】

各区区域一覧

地区	区名	区域	地区	区名	区域
富津地区	東町区	富津東町	大佐和地区	中村1区	本村
	仲町区	富津仲町		〃 2区	駅前通り
	西町区	富津西町		鶴岡区	鶴岡
	富津浜町区	富津浜町		大坪区	大坪
	新町区	富津新町		八幡区	八幡
	新井区	新井全域		笹毛区	笹毛
	川名区	川名全域		大佐和地区計	40区
	篠部区	篠部全域	湊第1区	長浜第1、長浜第2	
	大堀1区	大堀1区	〃 第2区	富士見町	
	大堀2区	大堀2区	〃 第3区	下町	
	大堀5区	大堀5区	〃 第4区	仲町	
	青木区	青木全域	〃 第5区	上町、犬吠	
	西川区	西川全域	〃 第6区	数馬	
	山王区	下飯野、上飯野の一部 二間塚の一部	〃 第7区	岩坂	
	下飯野区	下飯野、上飯野の一部	〃 第8区	更和	
	上飯野区	上飯野	〃 第9区	加藤	
	本郷区	本郷全域、前久保の一部	〃 第10区	望井	
	二間塚区	二間塚、前久保の一部、本郷の一部、下飯野、上飯野の一部	〃 第11区	台原	
	富津地区計	18区	〃 第12区	桜井第1、桜井第2	
大佐和地区	上岩入区	上岩入	天羽地区	天神山第1区	海良
	下岩入区	下岩入		〃 第2区	売津
	粟畑区	粟畑		〃 第3区	花輪
	海老田区	海老田		〃 第4区	不入斗第1、不入斗第2
	仲荒区	荒戸、仲堰		〃 第5区	長崎
	寺谷区	寺谷		〃 第6区	横山
	太田区	太田		〃 第7区	相川第1、相川第2
	高根区	高根		〃 第8区	梨沢1、2、3
	小久保浜町区	南浜町、北浜町		竹岡第1区	柵岡、寺町、十宮
	仲町区	仲町		〃 第2区	南町、新町
	上町区	上町		〃 第3区	川向、外宿、松原、森戸、東田
	川向区	川向		〃 第4区	仲村、大釜戸、山入、金山
	弁天区	弁天		〃 第5区	関山、下白狐、上白狐
	岩瀬1区	岩瀬1		〃 第6区	谷坪、大浜、星谷
	〃 2区	〃 2		〃 第7区	黄金井戸、萩生新町
	〃 3区	〃 3	〃 第8区	天羽マリーナヒル	
	〃 4区	〃 4	金谷第1区	富貴、大沢、島戸倉、芝崎	
	〃 5区	〃 5	〃 第3区	荒戸	
	千種新田1区	千種新田1	〃 第4区	仲台、岡	
	〃 2区	〃 2	〃 第5区	久保	
	〃 3区	〃 3	〃 第6区	新町	
	西大和田区	西大和田	〃 第7区	仲町	
	絹区	絹	〃 第8区	田尻	
	相野谷区	相野谷	峰上第1区	中郷	
	一障区	一色、障子谷	〃 第2区	小志駒、岩本	
	上区	上	〃 第3区	田原、山脇	
	近藤区	近藤	〃 第4区	六野、大森	
	八田沼区	八田沼	〃 第5区	寺尾、恩田	
	中区	中	〃 第6区	東大和田	
	宝竜寺区	宝竜寺	〃 第7区	田倉	
	花香谷区	花香谷	〃 第8区	高溝	
	佐貫区	佐貫	〃 第9区	宇藤原	
	東佐貫区	東佐貫	〃 第10区	志駒下郷、志駒中郷、志駒上郷	
	亀沢区	亀沢 富津ブリストヒル区域を含む	〃 第11区	奥原、下沢、奥畑	
			〃 第12区	大川崎、大田和	
			〃 第13区	関、小畑、神徳、御代原	
			〃 第14区	中倉第1、中倉第2、志組、小倉	
		〃 第15区	戸面原、逆木、宇藤木、上郷		
		天羽地区計	50区		
		富津市合計	108区		

令和8年度の回覧物配付予定一覧

年	月	木曜日	金曜日
令和8年 (2026年)	4月	9日	10日
	5月	7日	8日
	6月	11日	12日
	7月	9日	10日
	8月	6日	7日
	9月	10日	11日
	10月	8日	9日
	11月	12日	13日
	12月	10日	11日
令和9年 (2027年)	1月	7日	8日
	2月	※10日(水) <small>※11日が祝日のため2月は水曜日 となりますのでご注意ください。</small>	12日
	3月	11日	12日



区(自治会)に加入しましょう

区(自治会)とは…

地域に住む人たちが、となり近所でお互いに助け合い協力しあって、自分たちの住む地域を明るく住みよい安全・安心な地域にしようと自主的に活動する最も身近な住民組織です。

市内で行われている活動の例

情報の共有

回覧などを通じて市などから様々な情報が届けられます。

災害対策

地域での見守りや、防災訓練などを行い、いざという時に頼れるご近所の絆作りに取り組んでいます。

イベント・交流

地域の祭礼などに参加することで、地域の皆さんとの交流を深めることができます。

防犯活動

空き巣、不審者対策として地域住民による防犯パトロールや子供の安全見守りが行われています。

環境美化

快適で美しいまちを維持するため、道路や側溝など地域の清掃活動を行っています。



区(自治会)への加入について

お住まいの地区の区長へお申し出ください。

区長がわからない場合は、下記担当課へお問い合わせください。

富津市役所 市民部市民課市民活動推進係 0439-80-1252 窓口3、4番



富津市おもてなしキャラクター
ふつつん

「コミュニティ助成事業」申請希望について

下記のとおり、コミュニティ助成事業の申請について希望します。

令和 年 月 日

- 1 団体名 _____
- 2 代表者名 _____
- 3 代表者住所 _____
- 4 連絡先 _____
- 5 メールアドレス _____

6 助成事業の種類（いずれかに○を記入してください）

（ ） 一般コミュニティ助成事業

（ ） コミュニティセンター助成事業

7 助成を受ける事業の内容（できるだけ詳しくお願いします）

例）備品の購入、山車の修理、集会場の新築等

被災状況報告書

報告者 _____ 区長

記入した日	年	月	日 ()
	時	分	

被災状況

場所又は地域 <small>(目標物等あれば記載してください。)</small>	被害状況	応急措置等 の状況	原因

※記載しきれない場合は、本書を複数枚使用してください。

提出先
 総務部防災安全課
 電話：0439-80-1266
 FAX：0439-80-1350

年 月 日

避難状況報告書

報告者 _____ 区長

記入した日	年 月 日 ()
	時 分

避 難 状 況			
---------	--	--	--

避 難 先			
-------	--	--	--

避難者数	人	安否不明者	あり (人) ・ なし
------	---	-------	------------------

負傷者・要配慮者・安否不明者がいる場合は下記を記入してください。

氏 名	年齢	住 所	備 考

※記載しきれない場合は、本書を複数枚使用してください。

提出先
総務部防災安全課
電話：0439-80-1266
FAX：0439-80-1350

年 月 日

支援物資要請書

要請者 _____ 区長

記入した日	年 月 日 ()
	時 分

要 請 内 容		
※食料や飲料水など必要とされる品名や数量、その他生活支援の内容を具体的に記入してください。		
品 目	数 量	備 考
引き渡し場所 (いずれかに○を付けてください。) その他の場合は施設名を記入して下さい	市役所本庁 ・ 市民会館 ・ その他 (_____)	
連絡先・担当者		

提出先
 総務部防災安全課
 電話：0439-80-1266
 FAX：0439-80-1350